

ています。詳しく述べは国税庁ホームページをご覧ください。

所からサイレンが鳴ります。実際の火災とお間違いないよう、注意ください。

所運営での活用が期待できる。

福祉課からのお知らせ

e-Tax【スマホで確定申告】

問 TEL0493-62-2153

地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152



町からのお知らせ

所得税の確定申告が、自宅で簡単にできる「e-Tax」の操作説明会を開催します。
電子申告(e-Tax)とは、インターネット経由で申告・納税を完結するシステムです。

一度覚えれば来年度以降も自宅で申告できます!ぜひこの機会に一緒に学んでみませんか。

日 12月14日(木) 13時45分～15時
場 役場 町民ホール 費 無料
講 師 東松山税務署職員
持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード(お持ちの方)、筆記用具
募 集 人員 30人(電話による事前登録制/先着順)

日 12月14日(木) 13時45分～15時
場 役場 町民ホール 費 無料
講 師 東松山税務署職員
持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード(お持ちの方)、筆記用具
募 集 人員 30人(電話による事前登録制/先着順)

「アラートによる情報伝達訓練」

問 TEL0493-62-2152

地震や武力攻撃などに備え、全国瞬時警報システム(「アラート」)による情報伝達訓練を行います。当日は防災行政無線から訓練放送が流れます。実際の災害とお間違わないよう、注意してください。

日 11月15日(水) 11時頃
内 容 当日は、他の市町村でも同時に、同内容の訓練放送を行います。

▼災害発生時や自然災害の恐れがある場合、中止となることがあります。
▼この日程のほか、保守点検等により緊急に放送する場合があります。

日 11月19日(日) 8時～
場 役場駐車場
問 小川消防署嵐山分署
TEL0493-62-3890

災害時応援協定を締結しました

問 TEL0493-62-0716

町では、災害時における応急復旧業務を円滑に進めるため、団体や事業者と災害時応援協定を締結し、災害時に協力を依頼しています。

令和5年10月1日、町では新たに2つの災害応援協定を締結しました。

協定① 災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定

締結先 株式会社エコ計画

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。

協定② 災害時における物資供給に関する協定

締結先 NPO法人「メリ災害対策センター」

内 容 災害発生時等に、町の要請に基づき物資の提供を受けるもの。日用品や作業用品など幅広い物資の提供を受けたことで、発災時の初動対応や避難することができます。

協定③ 災害時における物資供給に関する協定

締結先 ○児童相談所全国共通ダイヤルTEL189(ひちはやく)

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。

協定④ 災害時における物資供給に関する協定

締結先 ○川越児童相談所TEL0491-223-4152

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。

協定⑤ 災害時における物資供給に関する協定

締結先 ○福祉課 児童福祉担当TEL0493-62-0716

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。



※オレンジリボンは、「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動のシンボルマークです

11月は児童虐待防止推進月間

あなた行動で救われる子どもがいる。虐待は家庭内で起るものであり、虐待している保護者も虐待されている子どもも、自ら助けを求めることができません。皆さんの「気づき」と、連絡する「勇気」が子どもだけではなく、虐待をしている親も救うことができます。



町からのお知らせ

所からサイレンが鳴ります。実際の火災とお間違いないよう、注意ください。

所のピックアップ

コロナワクチン

子育て

図書館

健 康

お知らせ

くらしの掲示板

無料相談

地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152

災害時応援協定を締結しました

問 TEL0493-62-0716

町では、災害時における応急復旧業務を円滑に進めるため、団体や事業者と災害時応援協定を締結し、災害時に協力を依頼しています。

令和5年10月1日、町では新たに2つの災害応援協定を締結しました。

協定① 災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定

締結先 株式会社エコ計画

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。

協定② 災害時における物資供給に関する協定

締結先 ○児童相談所全国共通ダイヤルTEL189(ひちはやく)

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。

協定③ 災害時における物資供給に関する協定

締結先 ○川越児童相談所TEL0491-223-4152

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。

協定④ 災害時における物資供給に関する協定

締結先 ○福祉課 児童福祉担当TEL0493-62-0716

内 容 災害時に発生した廃棄物を、町の要請に基づき処分するもの。廃棄物が円滑に処理されることで、町民の健康や環境衛生面での安心・安全を確保することができます。

「税を考える週間」のお知らせ

問 TEL0493-62-2152

11月12日(土)～11月17日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動期間」です。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシーシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権を侵害するものです。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者を問わず、決して許されるものではありません。お悩みの方は一人で悩む前にご相談ください。

相談窓口 県婦人相談センターTEL048-863-6060
談 TEL048-863-6060
「誰かを支えるあなたも支える。」
11月はケアラー月間です

ケアラーとは、家族などの身近な人にに対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話を援助をしている方です。ケアラーが孤立することのない社会を目指し、県では11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発に取り組んでいます。※詳しくは県ホームページをご覧ください。

埼玉県地域包括ケア課

TEL048-830-3223

【制度について】

埼玉県福祉政策課

TEL048-830-3223

【利用証の申請及び交付について】

福社課 TEL0493-62-0716

【制度について】

埼玉県福祉政策課

TEL048-830-3223

【利用証の申請及び交付について】

福社課 TEL0493-62-0716

【制度について】

埼玉県福祉政策課

TEL048-830-3223

【制度について】

埼玉県福祉政策課